

但組合費ハ之レヲ本部ニ納附スルモノトス

組合長適當ト認メタル場合ハ補助金ヲ支出スルコトアルヘシ

五 總會臨時總會役員會及代議會

第二十三條 會議ヲ分テ定期總會臨時總會役員會及代議會トス

本組合ハ毎年春秋二期ニ大會ヲ開催シ組合ニ關スル重要事項ノ決議ヲ爲ス

但期日ハ役員會ニ於テ之レヲ定ム

第二十四條 各會議ハ三分ノ二以上ノ出席(委任狀ヲ合ム)二分ノ一以上ノ賛成者ヲ以テ決議ス

第二十五條 組合長ハ緊急ト認メタルトキハ臨時總會ヲ召集スルコトヲ得

六 加盟及脱退

第二十六條 正組合員タラントスルモノハ組合員二名以上ノ紹介ニ依リ組合長ニ届出ヘシ賛助員ハ役員會ニテ推薦ス

第二十七條 組合員脱退セントスルトキハ組合長ニ其ノ旨ヲ届出ヘシ

七 會計

第二十八條 組合費ハ毎月末日迄ニ會計部ニ納付スルモノトス積立金ハ各支部ニ之レヲ保管ス

第二十九條 本組合ノ經常費及臨時費ハ會費及寄附金ヲ以テ之レニ充ツ

第三十條 組合費又ハ積立金ハ如何ナル理由アルモ返戻セス

第三十一條 年度決算ハ總會、毎月決算ハ月報ヲ以テ之ヲ報告ス

八 賞 罰

第三十二條 組合員ニシテ模範トナルヘキ行爲アリタルトキハ之レヲ表彰ス

其ノ方法ハ別ニ之レヲ定ム

第三十三條 本組合員ニシテ組合ノ目的ニ反シ又ハ其ノ名譽を毀損シタルモノハ譴責或ハ除名スルコトアルヘシ

△組合役員

本 部 員

理事長 中西伊之助 相談役 原 田 實 庶務部長 佐々木專治

研究部長 武 井 榮 會計部長 箕澤友三郎

各 支 部 員

青 山 支 部